

年次改善の公開草案へのコメント案等、引き続き検討

IASB J、IFRS適用課題対応専門委

去る2月15日、企業会計基準委員会第11回IFRS適用課題対応専門委員会を開催した。今回も前回(2017年2月10日号(No.1470)情報フラッシュ参照)に引き続き、公開草案「年次改善2015-2017年サイクル」(以下、「公開草案」という)に対するコメント対応の検討が行われた。

IAS12号「法人所得税」の修正案

前回の専門委員会での意見を踏まえて、事務局は、配当の法人所得税の影響についての取扱いを明確化するために52B項を削除し、58A項を追記する提案に反対しない旨をコメントすることを提案した。あわせて、議論の発端となった、要望書における永久債に係る支払が配当に当たるとかが明らかにされておらず、修正案の有用性は限定的である考えもコメントに盛り込むことを提案した。

IAS28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案

事務局は、仮に当面の取扱い

として公開草案の提案に同意するとした場合に、損失の二重計上の観点から懸念される事項への対応の要否を検討した。検討の結果、IFRS9号「金融商品」による減損損失を計上した長期持分について、IAS28号38項の規定により、関連会社等に対する持分法が適用される持分の投資額を超えて生じた持分法による投資損失の配分対象とされることに對する懸念があり、損失が二重計上される可能

性が高い会計処理だと考えられた。そのため、事務局は仮に公開草案の大枠を受け入れるとした場合には、あわせてIAS28号38項に定められた長期持分を持分法損失の配分対象とする定めを削除すべき旨をコメントすることを提案した。

これに対し、専門員からは、「ただ削除では乱暴」、「全面削除は他の関連規定にも影響する」などの声が聞かれた。

また、公開草案における経過措置は適切であるものの、企業が比較情報を修正再表示しないことを選択できることが明示されていないことから、その点を反映した記載ぶりに変更する提案をコメントに盛り込むこととした。

対称的な期限前償還オプション、次のいずれも満たす場合に、対称的な期限前償還オプションの付いた金融資産が償却原価またはFVOCIでの測定に適切となるようIFRS9号「金融商品」の修正が、IASBから提案される予定となっている。

対称的な期限前償還オプション

次のいずれも満たす場合に、対称的な期限前償還オプションの付いた金融資産が償却原価またはFVOCIでの測定に適切となるようIFRS9号「金融商品」の修正が、IASBから提案される予定となっている。

- ① 当該金融資産がIFRS9号のB4:1-11項(b)の要求事項を満たすはずのところ、期限前償還要素の「対称的な」性質の結果として要求事項を満たさない
- ② 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、対称的な期限前償還要素の公正価値が僅少である

本修正は、事項の範囲が狭く、緊急性があるとして、公開草案を4月に公表し(コメント期間30日)、10月までに改訂基準を公表するというタイムラインも暫定決定されている。

事務局からは、今回の基準開発プロセスには問題があり、また、狭い範囲の修正ではなく、SPP I要件や基本的な融資の取決めの概念について包括的な見直しや考え方の再整理が必要な面もあるなどの見解が示された。

コア要求払預金に動的リスク管理の力ギに?—IASB J、金融商品専門委

去る2月20日、企業会計基準委員会は第118回金融商品専門委員会を開催した。

今回は、3月6、7日に開催予定のASAF会議の議題に関する検討を中心に議論が行われた。

動的リスク管理

動的リスク管理に関するリサーチ・プロジェクトでは、昨年7月に、2回目のDPC公表という目標を暫定決定した後、銀

未実現損益の消去に係る税効果は現状の取扱いを変更しない方向へ—IASB J、税効果会計専門委

去る2月21日、企業会計基準委員会は第47回税効果会計専門委員会を開催した。前

回(2017年2月20日号(No.1471)情報フラッシュ参照)までの議論を踏まえ、法人税等会計基準案へのコメント対応や、未実現損益の消去に係る税効果の取扱い等について検討が行われた。

主要な審議事項は次のとおり。

基準案へのコメント対応

これまでの専門委員会や企業会計基準委員会で開催された意見を踏まえ、事業税(付加価値割および資本割)の開示(販売費及び一般管理費として表示する根拠)について、38項(結論の背景)が追加された。これは実務対応報告12号に示されている考え方を踏襲したものである。

専門委員からは事務局のコメント対応案や基準案について、大きな反対は聞かれなかった。

未実現損益の消去に係る税効果

事務局より、未実現損益の消去に係る税効果の取扱いについては、3案①②③これまでの取扱いを変更しない(繰延法)、「②繰延法から資産負債法へ変更」、「③棚卸資産以外の資産に係る未実現損益の税効果について、繰延法から資産負債法へ変更」が提案されていた。今回、事務局はコストの観点からこの3案を追加的に検討したが、多大なコストが生じる可能性のある②の採用は難しく、また、③のように取扱いを変更する理論的な根拠も薄いことから、①を採用することを提案した。

これに対して専門委員からは、おおむね賛成との声が聞かれた。

開示(追加すべき開示項目)

事務局より、前回までの検討を踏まえ、追加すべき3つの開示項目について、次のような提案が行われた。

評価性引当額の内訳

繰延税金資産の発生原因別の注記にあわせて、将来減算一時差異合計に係る評価性引当額、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額およびその合計額

● 評価性引当額に重要な変動が生じている場合、当該変動が生じた会社名、および将来減算一時差異合計に係る評価性引当額の変動額または税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の変動額

じた会社名、および将来減算一時差異合計に係る評価性引当額の変動額または税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の変動額

税務上の繰越欠損金に関する事項

● 税務上の繰越欠損金の額、当該税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額および当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額の繰越期限別の情報

● 税務上の繰越欠損金については、税率を乗じた額で記載する

● 繰越期限別の情報を記載するにあたって、年度の区切り方については特に定めぬ

● 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している会社がある場合には、当該会社名、税務上の繰越欠損金が生じた原因および当該繰延税金資産の計上根拠

税法改正による影響額

● 税法の改正により繰延税金資産および繰延税金負債の金額が修正された場合、財政状態、経営成績、およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、その内容および修正額

● 決算日後に税法の改正があった場合、財政状態、経営成績、およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、その内容および影響

若い頃、ある事案に対する会計処理を上司に説明しているとき、「要はどういうことなの」「要領を得ない説明をしているとき」、「本当にそれであなたはいと思っているの」「説明に自信がないとき」、「前提がこのように変わったらどうするの」「本質の理解が足りないとき」とたびたび質問された。事実関係の検討、ルールの背景や趣旨の理解が不十分であるとして、問い直されたわけである。

また、「一般的にこのように言われています」、「調べる」というような事例もありました、「このような問題があります」と説明をすると、別の上司から「ところで、あなたの考えは何なんだ」、「自分ならどうするかを考えなさい」と叱られた。自分の意見を「私」という1人称でしっかりと言いなさい、との指摘である。

2人の上司は、私に当事者意識がまだ足りないことを気づかせてくれた。自分が監査の責任者となったら本当にその程度の理解で判断できるのか、そして相手を説得できるのかを考えさせられる出来事であった。

一方で「お前の意見は聞いていない」との上司の言葉(態度)で示すことを含むを耳にすることがある。部下の当事者意識を失わせ、仕事に対するモチベーションを著

しく低下させるものであり、避けるべき言葉であろう。

どのような仕事をするにも、「当事者意識」は大切である。当事者意識を持つということは、ある課題を自分のこととして深く考えなければならず、結果に対する責任を持つことにつながる。

優れた上司は、部下に物事の本質を考えるよう仕向けている。部下は、日常的に本質を見極めるトレーニングを積み、当事者意識や仕事に対する



るモチベーションを高めることになる。当初は、期待した成果が出せるとは限らない。しかし、高い当事者意識を持つていれば、その原因をよく考え、改善点を見出し、次は工夫をすることにより新たな課題にも次次に対処できるようになる。

主語として「私」と似ているが、非なる言葉として「わが社(我々)」がある。法人を代表して重要な交渉をするときは「わ

が社」が正確なのであろうが、時と場合によって3人称は、逃げ言葉と解釈されることもある。いざというときに「決断を下すのは、私ではありませんので……」というニュアンスで受け取られ、それまでの信頼関係を大きく毀損することがある。

逆に、ギリギリの交渉をするときは1人称による「言葉の力」がより効果的な場合もある。「私は認めない」、「私が責任を持って……」と言ったとき、「それはあなたの意見であって法人の意見ではないですね」となるのか、「あなたが言うのだからしかない」、「あなたが社内を説得する覚悟ですね。信じましょう」となるのかは大きな違いである。

私は、後者のやり取りに何度か立ち会う機会があった。これらのやり取りは、当事者間で築き上げてきた信頼関係を基礎として成立するものであり、そのような場面での1人称(私)は、本当に迫力を感じたものである。当事者意識の高い人は、発言するのみでなく、考え抜いたうえでやりきる「覚悟」を持って行動している。それだからこそ、交渉相手との間に信頼関係を築けるのであろう。

私の経験では、当事者意識の高い人は例外なく成長している。(会計・監査リサーチセンター)

3月のASAF会議の対応案、検討

ASBJ、ASAF対応専門委

去る2月21日、企業会計基準委員会は第51回ASAF対応専門委員会を開催した。

今回は、3月6、7日に開催予定のASAF会議への対応を検討した。主な内容は次のとおり。

基本財務諸表

今回のASAF会議では、次のような基本財務諸表の表示に関する「考えられるアプローチ」がIASBから提示され、今後プロジェクトが本格化する見込みとなっている。

- ① 「E B I T」に係る小計の要求
- ② 「営業利益」に係る小計の要求
- ③ 反復的でない項目等を除いた業績指標に関するガイダンスの提供
- ④ O C Iに関する情報のよりよい伝達方法
- ⑤ 営業活動によるキャッシュ・フローの的を絞った改善
- ⑥ 業種別の基本財務諸表のひな型の提供
- ⑦ 基本財務諸表における項目の分解に関する原則の開発

このうち⑦は、従来のアプ

ローチにない項目で、一部企業が多額の「その他」区分を表示するため、より詳細な分解が行われるための原則の開発を目指すもの。

事務局からは、表示の目的を明確にする必要がある、O C Iに関しては、概念フレームワークで懸念が残った純利益とO C Iの概念をあらためて検討すべきなどとする見解が示された。

開示に関する取組み

開発中の開示原則に関するD

Pについて、次のような概要イメージが事務局から説明された。

- ① 効果的なコミュニケーションの原則
- ② 情報の開示場所に関する原則
- ③ 財務諸表利用者が表明した具体的な開示の懸念に対処するための原則
- ④ 開示目的および開示に関する要求事項の改善

今後、新規の一般開示基準の開発またはIAS1号「財務諸表の表示」の修正・置換えを目標に、4月にもD Pが公表され、アウトリーチが行われる予定。

収益認識基準に重要性のブライト・ラインは必要か

ASBJ

去る2月22日、企業会計基準委員会は第355回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

ASAF対応

第51回ASAF対応専門委員会での議論(今号本欄参照)を踏まえ、審議が行われた。

「基本財務諸表」プロジェクトにおける「考えられるアプローチ」では、「項目の分解」が取り上げられている。たとえば現状の

委員からは、「利用者にとって有用であり難い」という声がかかる一方、作成者の負担への配慮を求める声も聞かれた。

収益認識

第77回収益認識専門委員会での議論(2017年3月1日号 (No.1472) 情報フラッシュ参照)を踏まえ、審議が行われた。

これまでに課題として抽出された「重要性に関する事項」については、「工事契約」、「契約変更」、「履行義務の識別」、「独立販売価格に基づく取引価格の配分」、「出荷基準」について、追加的な定めを置くことが、事務局から提案された。

そのうち出荷基準については、「出荷時から顧客の検収時までの期間が極めて短い(または1週間程度)場合には出荷時に収益を認識できる」旨を示すこととされている。

この「1週間程度」は、国内の配送期間を想定したものとの説明がなされているが、そもそも重要性の判断基準としてブライト・ラインを示すことの可否について、意見が相次いだ。「ブライト・ラインを示すより、結論の背景で考え方を示すほうがよい」という意見もあれば、「日本基準として考えれば、ブライト・ラインを引いてもよいのでは」との意見もある。

重要性に関する規定について

は、まだ検討が開始された段階であり、今後議論が深められる予定。

税効果会計

第47回税効果会計専門委員会での議論(今号本欄参照)を踏まえ、審議が行われた。

- (1) 法人税等会計基準案
事務局から提示された、コメントへの対応案、および修正後の法人税等会計基準の文案について検討が行われた。大きな反対意見は聞かれなかったが、一部表現をめぐって異論が聞かれており、事務局で再検討のうえ、次回の親委員会でも公表議決に諮られる見込み。
- (2) 税効果適用指針案
未実現損益の消去に係る税効果について、専門委員会同様、案①「これまでの取扱いを変更しない(繰延法)」が事務局から提案された。特段の反対意見は聞かれなかったため、結論の背景での表現を含め、事務局で検討が進められる予定。
- (3) 開示に関する論点
追加すべき開示項目として、専門委員会と同様の提案が行われた。また、提案に沿って改正を行う場合の、「税効果会計に係る会計基準」の改正文案も示された。

作成者側の委員からは、相당한負担増となることへの懸念が開かれている。

国際会計人材ネットワークの構築について報告

— 企業会計審議会会計部会

去る2月14日、企業会計審議会は、第5回会計部会(部会長…安藤英義・専修大学大学院教授)を開催した。今回は、金融庁、会計教育研修機構、日本取引所グループ、財務会計基準機構から、IFRSの任意適用企業の拡大促進および国際会計人材の育成について、またASBJ、経団連からIFRSに関する国際的な意見発信の強化および日本基準の高品质化について報告があった。主な内容は次のとおり。

IFRS移行経験の共有

昨年、東証上場のIFRS適用予定・検討会社を対象に行われたアンケート調査について、日本取引所グループから報告が行われた。

このうち、目標としている適用時期については、2020年3月期までの会社が45社あった。また、対象会社がIFRS適用会社から聞きたい内容としては、「経営管理への影響」、「適用決定時に考慮した点」、「適用初年度の開示の留意事項」の回答が多かった。

国際会計人材ネットワーク

IFRSに関して国際的な場

(図表)

会長	平松 一夫(関西学院大学名誉教授)
委員	伊豫田 隆俊(甲南大学共通教育センター教授)
	岡田 讓治(三井物産(株)常勤監査役)
	釜 和明((公財)財務会計基準機構理事長 (株)IHI相談役)
	川村 雄介(株大和総研副理事長)
	住田 清芽(日本公認会計士協会常務理事)
	関根 愛子(日本公認会計士協会会長)
	辻山 栄子(早稲田大学商学学術院教授)
	徳賀 芳弘(京都大学副学長・教授)
	中川 順子(野村ホールディングス(株)執行役員(グループ・インターナル・オーディット担当))
	野崎 邦夫(住友化学(株)代表取締役専務執行役員)
	八田 進二(青山学院大学大学院教授)
	挽 文子(一橋大学大学院商学研究科教授)
	水口 啓子(日本格付研究所チーフアナリスト兼格付企画部長)
	弥永 真生(筑波大学ビジネスサイエンス系教授)

で意見発信できる人材およびIFRSに基づく会計監査の実務を担える人材等の育成や、こうした国際会計人材を見える化することで各分野の業務の円滑化・品質向上へ貢献することなどを目的とする「国際会計人材ネットワーク」の構築について、金融庁、財務会計基準機構から報告が行われた。

日本公認会計士協会、大手監査法人、経団連、日本証券アナリスト協会、ASBJ・財務会計基準機構の代表者で構成される検討会がすでに開催され、今後、登録や公表リスト作成の手順、目的に沿った活用を行うための利用方法、運用状況のフォローアップに関する議論を行うとして、3〜4月をメドに登録者リストが公表される予定。

その他、同部会の資料は、金融庁HPにて閲覧できる(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyosiryon/kaikai/20170214.html)。

* なお、今回の会計部会をもって、安藤氏が企業会計審議会会長を退任し、代わって平松一夫、関西学院大学名誉教授が新たに会長に任命された。2月20日現在の企業会計審議会の陣容は図表のとおり。

経理用語の豆知識



その他有価証券の評価差額に係る一時差異

その他有価証券の評価差額に係る一時差異は、原則として個々の銘柄ごとにスケジューリングを行い、評価差損に係る将来減算一時差異については当該スケジューリングの結果に基づき回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上し、評価差益に係る将来加算一時差異については繰延税金負債を計上する。

ただし、その他有価証券の評価差額に係る一時差異がスケジューリング可能な一時差異である場合には、評価差損が生じている銘柄と評価差益が生じている銘柄に区分し、評価差損に係る将来減算一時差異についてはスケジューリングの結果に基づいて将来可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上することができる。スケジューリング不能な一時差異である場合には、評価差損の銘柄ごとの合計額と評価差益の銘柄ごとの合計額を相殺した純額の評価差損に係る一時差異について、長期的には売却されることが想定されることを考慮し会社分類に応じて回収可能性を検討する。



企業結合に係る特別勘定

企業結合に係る特別勘定は、取得後に発生することが予測される特定の事象に対応した費用または損失であって、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には、負債として認識する。貸借対照表日後1年内に発生することが明らかなものは流動負債として表示する。

当該特別勘定は、企業結合日において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で認識される識別可能な負債に該当しないもののうち、企業結合日後に発生することが予測され、被取得企業に係る特定の事象に対応した費用または損失をいう。具体的な事象が特定されていない将来の営業損失については当該負債の認識の対象とはならない。また、パーチェス法は取得企業の観点から会計処理を行うものであるため、取得の対価の算定に反映される事象は、被取得企業に関連した費用または損失と考えることが合理的であることから、将来の費用または損失の対象とはならない。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年2月14日	内閣府令第2号 企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令	金融庁	有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加する等を行ったもの。企業内容等開示府令では、第三号様式等の「対処すべき課題」が「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」と名称変更され、「経営方針・経営戦略等」、「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」、「経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題」等を記載することとされた。この改正は、2017年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書および同事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書から適用される。なお、本内閣府令案に寄せられたパブリックコメントの結果等については、金融庁HP (http://www.fsa.go.jp/news/28/syouken/20170214-1.html) を参照されたい。	—

金融

米FRBの利上げの可能性は5月以降か

アメリカの利上げ時期が市場の注目を集めるなか、イエレン米FRB議長による2月14、15日の議会証言では強気の発言が目立った。

雇用環境は、2016年下期の月平均雇用者数の伸びが19万人だったこと、1月の失業率が4.8%となり、2010年のピーク時に比べて5ポイント以上の低下となり、FOMCメンバーの長期的な予測水準にほぼ並んだことなどを挙げた。

また、インフレ率は、個人消費の強さを示すPCE指数が昨年1.6%の上昇を示し、2015年の1%から伸び率が拡大し、いまだ目標の2%には届かないものの大きく改善している。

こうした雇用の最大化と物価安定といったFRBの2大目標における実績を挙げながら、景気の見通しに強気の姿勢を示した。金融政策に関しては、金融緩和策を終わらせる時期を先延ばしするのは、最終的には利上げペースが速くなり金融市場を混乱させ、景気への悪影響につながるため望ましくないと述べている。また、バランスシートを

膨らませた買入資産については、元本再投資の方針は変えないため緩和策の継続となる、と説明している。

このように1年前と比べれば明らかに強気の発言に転じているが、3月のFOMCで利上げを実施すると考えるのは早計だろう。なぜならば、FRBが警戒するのはインフレが制御できない水準にまで高進すること、1.6%水準は警戒水準と

はならないためだ。いくら雇用環境が大きく改善したとはいっても、それ自体は引締めを急ぐ理由にはならない。

さらにトランプ政権が発足直後の不安定な状態のままで、経済政策は選挙公約の段階からほとんど進展がみられないことも理由だ。いまだに政権スタッフの入れ替りがみられ、所得税減税や金融規制緩和、公共投資などの具体策を論じる段階ではない。

総合すると今回の議会証言は、政治や経済データに大きな変化がなければ、5月から7月の間を次回利上げの時期に想定した発言と考えられる。

証券

次は米利上げ時期が焦点に

トランプ新大統領の最側近の補佐官が就任1カ月未滿で辞職するなど波乱が起きた。さらに、就任後は新大統領の態度が軟化するのではとの期待もあったが、選挙中の極論を現実化したようとしており、共和党支持者の多くにとっては頼もしいだろうが、国民全体の支持率は過去の大統領に比べると最低レベルにある。

しかし、米株式市場は大統領の掲げる政策の一部に食いついて、平均株価は史上最高値更新を続けている。他国市場の株価

大きな注目点となっている。

最近の米インフレ率は2%を超え、失業率は4%台へ突入している。株式市場ではFRBの利上げは近いとの声が高まっている。米国の景気や金利の動きは先進国では突出しており、利上げは米国と他国の金利差を拡大させ、ドル高をもたらすことは確実だろう。

その際、貿易赤字の縮小を大きな政策目標に掲げるトランプ大統領がどう反応するだろうか。ドル高は貿易赤字を拡大するからだ。大統領の言動によって米金融市場、さらに世界の金融・証券市場が混乱するようだと、日本の株価もドル高・円安を喜んでいるだけでは済まされない。

一方、2月中旬に発表された日本のGDP統計によると、昨年10-12月期の実質GDPは前期比0.2%増となり、4四半期連続のプラス成長となった。さほど話題にならなかったが、前年同期比で見ると、1.7%成長まで高まってきている。現在、0.8%とされる潜在成長率を3四半期続けて上回っている。これを受けてか、内需中心の産業（食品、小売業、不動産、情報・通信など）の収益見通しは明るい。円相場に喜ぶ必要のない内需産業に再注目すべきではないか。